

## 【LINE Pay】支払い時に「LINEポイント」を利用可能に

2018.02.19 Fintech関連サービス

LINE Pay残高への交換・チャージの手間なし  
支払い時にその場でLINEポイント利用を選択可能に

LINE Pay株式会社（本社：東京都新宿区、代表取締役CEO：高 永受）は、コミュニケーションアプリ「LINE（ライン）」上で展開する“スマホのおサイフサービス”「LINE Pay」（<https://line.me/pay>）において、本日より、「LINE Pay」でのお支払いの際に、チャージした残高以外に「LINEポイント」も利用可能となりますので、お知らせいたします。

今回のアップデートによって、「LINE Pay」決済画面内で、「LINE Pay」残高のほかに「LINEポイント」を選択できるようになります。これまで「LINEポイント」を「LINE Pay」での決済に利用する場合には、一度「その他」タブ内の「LINEポイント」で貯めたポイントを「LINE Pay」残高に交換し、チャージする必要がありましたが、その手順が省略され、よりスムーズにお支払いにご利用いただけるようになります。

### 注意事項

※商品を返品された場合は、残高が優先して返金されます。ポイントが返還されるまでに時差が発生する場合がございます。

※LINE Mobile、LINE@、Tappiness自販機、LINE Pay カード、LINE Taxiでのお支払いには、これまで通り「LINEポイント」を「LINE Pay」の残高に交換・チャージいただく必要がございます。

※キャンペーンなどを利用してお支払いされた金額については、ポイント利用外の金額に対して付与が適用されます。

「LINE Pay」は、お金の流通で生じる時間や手間、手数料など様々な摩擦をゼロにし、人とお金・サービスの距離を近くします。将来のキャッシュレス・ウォレットレス社会を見据え、モバイルフィンテックの世界をリードする存在になることを目指してまいります。



※画面はイメージです。

### 【LINE Pay株式会社 概要（2017年12月11日時点）】

社名：LINE Pay株式会社

本社所在地：東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー 23階

代表者：代表取締役CEO 高 永受

資本金：2,950百万円

設立：2014年5月9日

主な事業内容：

- 電子マネーその他の電子的価値情報及び前払式支払手段の発行、販売並びに管理、電子決済システムの提供及び資金移動業
- 「LINE@」の販売・運営
- サービス開発事業
- 広告代理事業

LINE Pay株式会社では、本事業の運営開始に伴い、下記の協会への加入および事業者登録を行っております。

- ・前払式支払手段（第三者型）発行者（登録番号：関東財務局長00669号 / 登録日：2014年10月1日）
- ・資金移動業者（登録番号：関東財務局長00036号 / 登録日：2014年10月1日）
- ・一般社団法人日本資金決済業協会（<http://www.s-kessai.jp/> / 入会日：2014年8月6日）

